



## 《経営の知識》中小企業経営力強化支援法における支援制度

### 1. はじめに

平成25年3月に「中小企業金融円滑化法」が終了を迎えましたが、それ以前から中小企業を支援する策として「中小企業経営力強化支援法」が施行（平成24年8月）されています。この法律には、企業の再建及び経営革新を支援する機関を国が認定し（以下、「経営革新等支援機関」）、中小企業者等に対し専門性の高い支援を実施する内容が含まれています。

### 2. 中小企業等への支援措置

今回は、その具体的措置として「経営革新等支援機関」の支援を受けることで利用可能となる支援制度の概要について紹介させていただきます。

なお、以下の制度は利用にあたって詳細な要件や国の予算の関係から応募期間が定められているものもあり、全ての企業が利用可能という訳ではありません。詳細については以下の中小企業庁HPにてご確認下さい。

◆中小企業庁 経営サポート：<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/index.html>

制度	概要	補助金/支援措置
ものづくり補助金	ものづくり中小企業・小規模企業が、きめ細かく顧客ニーズをとらえるために実施する試作・開発費用、設備投資を対象として補助金が交付される制度。	◆1,000万円(上限) ◆補助率2/3
創業補助金	①地域の需要や雇用を支える事業としての起業、創業 ②新事業・新分野への第二創業 ③海外市場の獲得を念頭とした事業の起業・創業 上記①～③の事業を実施するための経費に対して補助金が交付される制度。	① 200万(上限) ② 500万(上限) ③ 700万(上限) いずれも補助率は2/3
小規模企業者活性化補助金	小規模事業者において女性や若者をはじめとした意欲ある経営者や従業員が行う新事業活動を支援する補助金制度。	◆200万(上限) ◆補助率2/3
経営改善計画支援事業	金融支援等を必要とする中小企業・小規模事業者が経営革新等支援機関の助けを得て実施する経営改善計画の策定を支援する制度。経営改善計画策定費用やデューデリジェンス費用（資産査定）、フォローアップ費用を対象として補助金が交付される制度。	◆200万(上限) ◆補助率2/3
経営力強化資金融資事業	創業、経営多角化、事業転換等による新たな事業活動への挑戦を行う中小企業・小規模事業者に対し、経営革新等支援機関の支援を受けることで、日本政策金融公庫が低利融資を行うという制度。	◆利率 基準金利-0.4% ◆貸付限度額 72百万円(国民生活事業) 720百万円(中小企業事業)
経営料強化保証	中小企業が外部の専門家（金融機関、税理士等）の力を借りながら、経営改善に取り組む場合に、信用保証協会から保証料の減免を受けられる制度	保証料率0.2%減免(概ね)

### 3. 結び

小谷野公認会計士事務所も、平成24年12月に「経営革新等支援機関」の認定を受けており、経営改善に取り組む企業をサポートできる体制を整えております。今後、上記の制度利用をご検討される際には、是非弊所まで一度ご相談下さい。  
(担当：末廣)